



令和5年9月1日

令和5年度研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS） の公募を開始します！

この度、文部科学省では、民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを認定する「研究支援サービス・パートナーシップ」の令和5年度の認定事業者の公募を行います。

本制度を通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援してまいります。

1. 制度の概要

(1) 目的

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援するため、民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として認定しています。

(2) 認定要件

- ・当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであること
- ・当該サービスが、優れた特徴を有していること
- ・当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係（ネットワーク）を構築できるものであること 等

(3) 手続き

民間事業者から研究支援サービスの公募を行う。認定の単位は、事業者単位ではなく、サービス単位とします。

文部科学省は、申請のあった研究支援サービスについて認定要件等に照らして審査を行い、外部有識者から意見を聴取した上で認定します。

(4) 制度の仕組み

- ・認定により、研究者の研究環境を向上させる研究支援サービスの利活用を奨励・促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めます。

- ・研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省は、定期的または不定期に意見交換やネットワーキング等の場を設けます。
- ・将来的に、認定された研究支援サービスのうち、文部科学省関連事業との連携により、当該サービスの加速が見込まれ、また、連携対象となる文部科学省関連事業にも貢献が大きいものについて具体的な連携（金銭的な支援（補助）は除く）を検討します。

2. 令和5年度研究支援サービス・パートナーシップ認定制度の公募開始について

この度、文部科学省では、民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを認定する「研究支援サービス・パートナーシップ」の令和5年度の認定事業者の公募を行います。

(1) 申請手続き

「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 実施要綱」に沿って、認定申請書を記入の上、メールで提出。

(2) 公募期間

令和5年9月4日（月）正午 ～ 10月11日（水）正午

※今年度の認定は令和5年度中を予定。

※詳細は関連資料を参照

関連資料

- ・令和5年度研究支援サービス・パートナーシップ認定制度の公募開始について
- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 実施要綱
- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 Q & A集
- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 概要

<担当> 科学技術・学術政策局研究開発戦略課
課長補佐 三木 仁史（内線：3864）
担 当 山本 弦（内線：3872）
電 話 03-5253-4111（代表） 03-6734-3982（直通）